三　正当な理由がないのに第一条の二の二の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿）

第一条の二の二の十二　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習を行ったときは、衛生工学衛生管理者講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、衛生工学衛生管理者講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一　衛生工学衛生管理者講習の講習科目及び時間
二　衛生工学衛生管理者講習を行った年月日
三　衛生工学衛生管理者講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
四　衛生工学衛生管理者講習の結果
五　その他衛生工学衛生管理者講習に関し必要な事項

3　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、衛生工学衛生管理者講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第一条の二の二の十三　都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要な限度において、衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（都道府県労働局長による衛生工学衛生管理者講習の実施）

第一条の二の二の十四　所轄都道府県労働局長は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第一条の二の二の七の規定による衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があった場合、第一条の二の二の十一の規定により登録を取り消し、若しくは登録衛生工学衛生管理者講習機関に対し衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録衛生工学衛生管理者講習機関が天災その他の事由により衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合その他必要があると認める場合は、当該衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長が衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一　所轄都道府県労働局長に当該衛生工学衛生管理者講習の業務並びに当該衛生工学衛生管理者講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二　その他都道府県労働局長が必要と認める事項。

（公示）

第一条の二の二の十五　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

登録をしたとき。	一　登録衛生工学衛生管理者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　衛生工学衛生管理者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　登録した年月日
第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録衛生工学衛生管理者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更する年月日
第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録衛生工学衛生管理者講習機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後の衛生工学衛生管理者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更する年月日
第一条の二の二の七の規定による届出があつたとき。	一　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録衛生工学衛生管理者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する衛生工学衛生管理者講習の業務の範囲 三　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
第一条の二の二の十一の規定により登録を取り消し、又は衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録衛生工学衛生管理者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は衛生工学衛生管理者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた衛生工学衛生管理者講習の範囲及びその期間
前条第一項の規定により都道府県労働局長が衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二　行うものとする衛生工学衛生管理者講習の業務の範囲及びその期間
前条第一項の規定により都道府県労働局長が自ら行つていた衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　衛生工学衛生管理者講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日 二　行わないものとした衛生工学衛生管理者講習の業務の範囲

第十九条の二十二第一項第一号イ中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下第二十五条の六第一項第二号及び第二十五条の二十一第一項第四号を除き同じ。）」を「学校教育法による大学又は高等専門学校」に改める。

第十九条の二十四の十一及び第十九条の二十四の十二中「とる」を「採る」に改める。

第十九条の二十四の十九第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の二十四の二十六及び第十九条の二十四の二十七中「とる」を「採る」に改める。

第十九条の二十四の三十四第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第十九条の二十四の四十一及び第十九条の二十四の四十二中「とる」を「採る」に改める。